

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 長野管理事務所管内舗装補修工事

No.	質問事項	回答
1	中曽根川橋の交通監視員の配置について Step2、3では工事施工箇所への配置をする必要はないと考えて宜しいでしょうか。	交通監視員Aの配置については、図面133/133及び特記仕様書12-3「交通安全要員の配置」に示すとおり、Step2、3では工事施工箇所への配置は必要ありません。
2	中曽根川橋のStep1、4での交通監視員の配置について Step1、4での配置は特記仕様書P31の表に示される番号1による配置と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
3	中曽根川橋の舗装について Step2、3、4での舗装は工区内に車両通行帯を設けることなく全幅での舗装と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
4	路面切削工A1について 特記仕様書19-10-2には剥ぎ取り機械等により既設床版防水材料を取り除くとありますが、これは割掛け項目の残アスファルト合材等の取り除き費のことと考えて、剥ぎ取り機械等はバックホー、コンプレッサー、ピックハンマーと考えて宜しいでしょうか。	割掛け項目「残アスファルト合材等の取除き費」とは、特記仕様書19-10-2「種別」の区分内容に示す作業後に、別途行う作業です。施工機械については貴社の施工計画に基づき、計上してください。
5	床版防水工のWJ工法について 特記仕様書19-5-2に記載のWJ工法には路面ヒーターは含まれているのでしょうか。	貴社の施工計画に基づき、お考えください。
6	割掛け項目の有料道路料金費について 数量内訳(参考)には(往復)となっていますが、高速道路往復の料金と考えて宜しいでしょうか。	割掛け対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付随的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。